

阿南工業高等専門学校学生生活実態調査 実施要項

(令和7年8月27日)

(要項第 9 号)

(目的)

第1条 学生の生活環境や高専生活に関する満足度、学修時間等といった高専生活の実態について調査を実施し、結果を把握することで、今後の教育と学生支援のあり方を検討し、さらなる充実を図る。

(実施期間)

第2条 学生生活実態調査は、1月の授業開始後、2週間程度のうちに実施する。

(対象者)

第3条 学生生活実態調査の対象者は、全学生とする。

(実施体制・方法)

第4条 学生生活実態調査は、学生委員会とIR戦略室で協議して実施する。

2 調査方法は、学生委員会がIR戦略室と連携し、LMSのアンケート機能を活用したWeb調査とする。

3 学生委員会より必要に応じてIR戦略室に集計および分析を依頼し、集計結果等を学生委員会に報告する。

(活用・評価方法)

第5条 アンケート結果は、学生委員会で状況を確認すると共に、学年主任が各学年で共有する。

2 教員は学生の生活環境や高専生活に関する満足度、学修時間等といった高専生活の実態について確認し、学生指導に活用する。

3 実施結果については運営委員会で報告する。

附 則

この規則は、令和7年8月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。